

様式第3号(第7条関係)

会議録

- 1 附属機関の会議の名称 令和7年度第1回水戸市行政改革推進委員会
- 2 開催日時 令和7年8月26日(火)午前10時00分から午後0時10分まで
- 3 開催場所 水戸市役所本庁舎2階市民協働会議室
- 4 出席した者の氏名
 - (1)委員
上田悠久, 楢崎ひろ子, 尾ノ上正孝, 角田恒巳, 兼子千恵子, 立原正江, 谷口孝悦,
額賀せつ子, 二川泰久, 保立武憲, 松橋裕子, 吉田勉(氏名五十音順)
 - (2)執行機関
天野純一, 永井誠一, 千田寛, 國見太郎, 中村紗希, 畠山明子, 北條佳孝, 成田幸人,
佐藤直明, 秋山優子, 國井敦男, 松本崇, 砂川和敏, 村沢晶弘, 大谷俊
- 5 議題及び公開・非公開の別
 - (1) 水戸市行政経営改革プラン前期実施計画令和6年度実施状況について
- 6 非公開の理由
公開
- 7 傍聴人の数 0人
- 8 会議資料の名称
 - ①水戸市行政経営改革プラン前期実施計画令和6年度実施状況の概要について
 - ②水戸市行政経営改革プラン前期実施計画〔実施期間:令和6年度～令和10年度〕
令和6年度実施状況(令和7年3月31日現在)
 - ③令和7年度第1回行政改革推進委員会質問一覧表
 - ④水戸市行政経営改革プラン前期実施計画令和6年度実施状況に対する質問及び回答

9 発言の内容

○事務局 本日は大変お忙しい中、お集まりいただきましてまことにありがとうございます。ただいまから、令和7年度第1回水戸市行政改革推進委員会を開会させていただきます。本日の出席委員は、12名でございます。___委員、___委員、___委員は御都合により欠席との御連絡がございましたので、御報告いたします。なお、本委員会は定足数に達しております。また、茨城大学から御推薦いただいております___副委員長の退職に伴い、委員の変更がございます。新たに委員となられた___委員でございます。___委員につきましては、___副委員長の後任ということもございますので、事務局としては___委員に副委員長をお願いしたいと考えております。委員の皆様から何か御意見ございますでしょうか。

<異議なし>

○事務局 それでは___委員に副委員長をお願いし、一言御挨拶いただきたいと存じます。___委員、よろしくお祈いします。

<___副委員長挨拶>

○事務局 ありがとうございます。それでは、資料の確認をさせていただきます。本日配布する資料といたしましては、資料3「令和7年度第1回行政改革推進委員会質問一覧表」、資料4「水戸市行政経営改革プラン前期実施計画令和6年度実施状況に対する質問及び回答」の2つがございます。こちらは机上配布させていただきました。また、資料1「水戸市行政経営改革プラン前期実施計画令和6年度実施状況の概要について」、資料2「水戸市行政経営改革プラン前期実施計画〔実施期間：令和6年度～令和10年度〕令和6年度実施状況(令和7年3月31日現在)」につきましては、事前送付しております。資料に不足がある場合は、お知らせ願います。それでは、行政改革推進委員会条例第6条に基づき、___委員長に議事進行をお願いします。

○___委員長 よろしくお祈いします。それでは、会議次第に基づき議事を進めることといたします。まず初めに、会議公開の制度により会議録を公表する必要がありますので、会議録署名人を指名させていただきます。___委員と___委員をお願いいたします。次に、水戸市行政経営改革プラン前期実施計画令和6年度実施状況についてです。本件につきましては、令和6年度における行政改革の進捗状況について報告を受け、審議を行ってまいりますので、よろしくお祈いいたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい。今回御報告させていただく実施状況につきましては、昨年度皆様からの御意見を踏まえて策定しました行政経営改革プランの初年度の内容となります。プラン本体の説明につきましては、昨年度の答申から大きな変更点はございませんので、割愛させていただきます。まず、事前送付しております資料①を御説明させていただきます。こちらは水戸市行政経営改革プラン前期実施計画令和6年度の実施状況の概要についてでございます。1水戸市行政経営改革プランについてでございますが、基本理念を、将来にわたって持続可能な安定した行政経営の確立としてお祈いして、改革の三つの柱と年度計画数につきましては、(1)質の高い市民サービスの提供に向けた効果的、効率的な行政運営の推進で32項目、(2)将来を見据えた健全な財政運営の推進で50項目、(3)これからの行政運営を担う人材育成の推進で12項目、年度計画の合計は94

項目でございます。また、計画期間につきましては、令和6年度から令和15年度までの10年間でございまして、前期後期それぞれ5年間ずつとなっております。2令和6年度実施状況の概要についての説明に先立ちまして、前計画から評価手法を2点ほど変更しておりますので御説明させていただきます。1点目でございますが、前計画におきましては評価を実施、一部実施等として表示しておりましたが、一部実施というあいまいな表現であったことから、実施状況が目標を達成したかどうかの達成、もしくは未達成の二つの視点で評価することとしております。2点目でございますが、年度計画の上位である実施項目につきましても、前計画においては毎年度評価しておりましたが、複数ある年度計画のうち一つでも未達成があった場合には、当該実施項目が未達成となり、取組の実績以上に未達成の割合が大きくなることから、単年度ごとの評価は行わず、計画の区切りである5年ごとに評価するなど、期間を区切って評価を行うこととしております。資料①の2、令和6年度実施状況の概要についての説明に戻ります。令和7年3月31日現在において、実施項目の詳細として設定した94の年度計画は達成が74項目、未達成が20項目となっております。オンライン申請対象手続の拡充における市民のオンライン申請利用率や、水戸黄門ふるさと寄附金の獲得における寄附金額などにおいて、年度計画に定める目標を達成した一方で、収納率の向上に向けた取組の推進における複数の債権やデジタルツールの導入活用などにおいて、年度計画に定める目標の達成に至らなかったものでございます。なお、いずれの項目につきましても、目標達成に向けた一定の取組がなされております。引き続き、達成となった取組については、翌年度の目標を踏まえたさらなる取組の強化を図るとともに、未達成となった取組については、要因を分析の上、必要な改善を図りながら、翌年度の目標達成に向けた取組を図ってまいります。ページを返していただきまして、財政的効果につきましては、令和7年3月31日現在で5億4,600万円となっており、主な項目については企業版ふるさと納税など多様な財源の確保で2億3,900万円、水戸黄門ふるさと寄附金の獲得(実質的収支額の増)として1億1,500万円、未利用財産の活用と処分1億1,300万円、社会保障費の一層の適正化で4,400万円、学校給食調理等業務の委託化で2,100万円となっております。資料①の説明は以上でございます。別紙、行政経営改革プラン前期実施項目実施状況一覧表につきましては、後ほど御参照をお願いします。続きまして、資料②水戸市行政経営改革プラン前期実施計画令和6年度実施状況の説明をさせていただきます。3ページをお開きください。こちらは前期実施計画の実施状況一覧表となりまして、表は左から実施項目、期間内における年度計画、実施状況、実施における効果、備考、担当課となっております。なお、実施における効果につきましては、年度計画が事業開始に向けた検討などとなっているものについては、事業開始後の効果見込みをかつこ書きで記載しております。また、備考につきましては、未達成の理由や、令和7年度の実施内容等を記載しております。本日は、主なものを説明させていただきます。3ページ一番上、書かない窓口システムの導入拡大でございます。こちらは「出生届オンライン作成システム」及びLINEによる保育利用申込作成システムの運用を開始し、また、現行システムの効果検証として、アンケート等による効果検証等を行ったものでございます。続きまして4ページでございます。オンライン申請対象手続の拡充でございます。こちらは市民のオンライン申請利用率の目標値30パーセントに対し、実績は30.5パーセントとなり達成となっております。ページを返

していただきまして、5ページの下でございます。デジタルツールの導入活用でございます。RPA等の活用、こちらはAI、RPAによる業務削減時間の目標 3,000 時間に対し、実績は 2,739 時間となったため、未達成となっております。一方で、SNS等の新たなコミュニケーション方法の導入活用につきましては、導入の検討、対象業務の選定を行いまして、全庁で選択的にSMSを使用できるSMS送信システムの導入を令和6年度末に決定したことから、前倒し達成となっております。なお、こちらのシステムに関しましては、令和7年4月より運用を開始しております。続きまして8ページでございます。システム導入の成功事例の展開でございます。こちらガバナンス強化や、さらなるデジタル技術の活用を促進するため、RPA説明会や kintone を活用した業務改善アプリ報告会などを行いまして、職員の理解度の向上及び意識啓発を図ったものでございます。続きまして 10 ページ、広報みと digital plus の発信等による情報発信の強化でございます。こちらは広報みとのリニューアルの実施を行うとともに、広報みと digital plus の配信の本運用を 10 月から開始し、情報発信の強化に取り組んだものでございます。また、作成配布にかかる経費削減の財政的効果として、781 万円の支出の削減となっております。続きまして 11 ページでございます。民間活力による公共施設等の管理運営の効率化でございますが、森林公園の管理運営に係る民間活力活用、道路、公園等の屋外灯の管理に係る民間活力活用につきましては、計画に沿って事業が進捗したものの、少年自然の家の管理運営に係る民間活力活用につきましては、年度計画において、方針決定に向けた検討内容として、他市事例調査、先進地視察を位置付けておりましたが、他市事例調査における調査項目の検討に時間を要し、先進地視察の実施にとどまったため、未達成となっております。続きまして、公用車維持管理業務でございます。こちらは令和6年度実施計画の決定としておりましたが、整備工場との調整に時間を要したため、計画決定には至らず、未達成となったものでございます。続きまして 12 ページ、保育所調理等業務でございます。こちらにつきましては、令和6年9月に給食調理員の退職等に併せて、保育所調理等業務を民間委託化する方針を決定したものでございます。なお、令和7年4月委託開始により、業務職員2人、会計年度任用職員2人の減となっております。ページを返していただきまして、14 ページでございます。職員定数の適正管理でございます。こちら定数条例の考え方の見直しとして、急な行政需要の増加への対応を可能とする条例改正を行ったものであります。また、職員定数の適正な見直しとして、新型コロナウイルス感染症対策の進捗、新市民会館整備事業の進捗等によりまして、職員数 43 人の減となっております。また、横の参考でございますが、定数の適正管理による財政影響額は、令和6年度、3億 4,569 万 3,000 円の支出減となっております。こちらにつきましては、前計画においては、定数の増減に伴う影響額を財政的効果として計上しておりましたが、定数の適正管理が財政的効果と直結しているものではないことから、あくまで参考値として示すことにとどめたものでございます。続きまして、外郭団体の経営改革でございますが、経営改善計画に基づく改革の推進の年度計画のうち、新たな経営改善計画の策定につきましては、専門委員による提言内容の反映を踏まえた計画の策定に時間を要し、一部団体において未策定となったため、未達成となっているものでございます。続きましてページを返していただきまして 16 ページでございます。まず、財政状況の分析と公表につきましては、水戸市財政の現状及び中長期的な財政見通しである水戸未来財政プランの

策定、公表を行ったものであります。そのため、達成となっております。続きまして 17 ページでございます。市債残高の減少と、公債費負担の適正化につきましては、将来負担比率が目標値を下回ったため、未達成となっております。また、財政調整基金の適正な残高の確保につきましても、目標 44.6 億円に対しまして、34.4 億円となったため、未達成となっております。続きまして 18 ページ、市税等の収納率の向上、収納率向上に向けた取組の推進でございます。こちら 10 個の項目のうち、4 項目が達成となった一方で、18 ページの市税、19 ページの保育所利用者負担金及び国民健康保険税、また 20 ページの後期高齢者医療保険料、21 ページの水道料金及び公共下水道使用料につきましては、各種取組を推進したものの、目標値の達成には至らず未達成となっております。続きまして 22 ページ、Web 口座振替受付サービスの導入でございます。こちら、市県民税、固定資産税などの 12 科目において、Web 口座振替受付サービスの導入を令和 6 年 10 月から開始しているものでございます。ページを返していただきまして、23 ページでございます。まず、使用料等の一層の適正化のうち二つ目、一般廃棄物処理手数料の見直しでございます。こちら、審議会における検討を経て、答申を踏まえたごみ処理手数料の条例改正を行ったものであり、前倒しの達成となっております。下水道使用料等の見直しでございます。こちら、審議会における下水道使用料の改定の検討の結果、令和 7 年度の下水道使用料は据え置きとなったものでございます。なお、次年度以降については、令和 7 年度に改めて検討することとなったものでございます。続きまして、24 ページでございます。未利用財産の活用と処分につきましては、未利用財産の売却で 24 件、8,860 万 9,000 円、うち廃道敷等を除く 2 件につきましては、6,766 万円、未利用財産の貸付につきましては、貸付件数 75 件。うち新規は 4 件となっております。以上、財政的効果としましては合計 1 億 1,362 万 9,000 円の収入となっているものでございます。続きまして、ページを返していただきまして 25 ページの上でございます。水戸黄門ふるさと寄附金の獲得でございます。こちら、返礼品の充実や広報活動の強化等に取り組んだ結果、寄附金額につきましては、6 億 7,070 万 7,000 円となっております。前年度から 3 億 3,097 万 6,000 円の増となっております。また、実質的収支額につきましては、令和 6 年度について 8,968 万 9,000 円、前年度比 1 億 1,568 万 9,000 円となっております。続きまして、多様な財源の確保でございます。こちら、ネーミングライツ収入、広告収入、企業版ふるさと納税合わせまして、2 億 3,965 万 5,000 円の収入となっております。続きまして、基金の運用益の増収でございます。こちらにつきましては、令和 7 年 3 月に水戸市基金の一括運用に関する要綱の策定を行ったものでございます。続きまして 26 ページ、補助金、負担金の見直しでございます。こちら検討専門委員による検討結果等を踏まえた、補助金負担金の見直しを行ったことにより令和 6 年度 417 万 5,000 円の支出削減となったものでございます。続きまして、生活保護費の適正化のうち、就労支援の推進でございます。こちら就労率の目標値 50 パーセントに対し、実績は 52.0 パーセントとなっており、また財政的効果につきましては、3,305 万 4,000 円の支出削減となっております。ページを返していただきまして 27 ページでございますが、生活困窮者の自立支援及び 28 ページ、ひとり親家庭の就労自立支援につきましては、希望者のスキル、求める条件等のミスマッチなどにより、未達成となっております。続きまして 29 ページでございます。一般検査、運営指導等の実施でございますが、こちら、年度計画全て達成となっておりますが、30 ページにご

ざいます障害福祉サービス、及び保育所等につきましては、対象事業所の休廃止といった外的要因による状況変化があったことから、目標値であります対象事業数の見直しを行っております。続きまして、ページを返していただきまして、32 ページでございます。こちら、福祉施設の在り方検討でございます。養護老人ホームの整備事業者の決定、また老人デイサービスセンターあかつかの廃止、水戸市身体障害者デイサービスセンターあかつかと水戸市身体障害者福祉センターつどいの統合などを決定し、福祉施設の適正管理に取り組んだものでございます。続きまして、33 ページでございます。市立保育所の適正規模適正配置の推進でございます。こちら、令和7年2月に市立保育所の在り方と今後の方針を策定したものでございます。なお、前期計画内においては、令和10年度におきまして若宮保育所を城東保育所に統合、一の牧保育所を河和田保育所に統合としたものでございます。続きまして児童遊園の在り方の検討でございますが、利用実態等を踏まえた児童遊園の再整備としまして、ボール遊びができる公園の検討を行ったこと、また、開発に伴う公園配置基準の緩和の検討につきましては、他市事例調査等に取り組んだものでございます。続きまして、ページを返していただきまして35 ページでございます。こちら、研修の推進でございますが、人材育成基本方針(第3次)に基づく基本研修等の研修の実施をするとともに、令和7年3月には第4次人材育成・確保基本方針の策定を行ったものでございます。続きまして36 ページでございます。多様な人材の確保につきましては、大卒程度の事務、土木など一部採用試験の3か月前倒しを実施したものでございます。続きまして、ページを返していただきまして37 ページでございます。ワークライフバランスの推進でございますが、時間外勤務の縮減につきましては、目標値2パーセント減に対し実績は4パーセント減となっております。また、年次休暇の取得推進につきましては、目標値年12日に対し、実績は12.6日となっております。また、男性職員の育児参加に向けた取組の推進につきましては、目標値、男性職員の1週間以上の育児休業取得率60パーセントに対しまして、実績は65.6パーセント、取得者21人となっております、各々達成となっております。ページを返していただきまして39 ページでございます。こちら、ハラスメント対策の推進でございます。こちら、年度計画のうち、カスタマーハラスメント対応マニュアルの策定につきましては、マニュアル策定に向けたアンケートを実施したものの、当該アンケート調査による準備作業に時間を要したため、マニュアルの策定までは至らず、未達成となったものでございます。資料②の説明は以上でございます。

○委員長 はい、ありがとうございました。ただいま水戸市行政経営改革プラン前期実施計画の令和6年度実施状況について報告をいただきました。本日の資料につきましては、事前に皆様にお届けしましてあらかじめ御質問をいただいておりますので、まず柱ごとに質問に対して回答いただきまして、それに関連する御質問なども受けながら進めて参りたいと思います。本日は、質問があった項目の所管課長に御出席いただいておりますが、質問回答読み上げの後、当該柱に関する質疑が終了し、次の柱に進行が移りましたら御退席をお願いします。今回は1の柱、2の柱、3の柱と柱ごとにまとめて質問に対する回答を行います。所管課長から質問に対する回答を説明いただいた後に、追加の御意見や御質問をいただきたいと思います。まず初めに、1の柱「質の高い市民サービスの提供に向けた効果的・効率的な行政運営の推進」に関する質問について、順次回

答をお願いします。

○**デジタルイノベーション課** よろしく申し上げます。はじめに、___委員からいただいております御質問、書かない窓口システムの導入・拡大についてでございます。3点御質問いただいておりますが、一つ目は、R6年度の年度計画が「**■現行システムの効果検証**」で達成済となっておりますが、アンケートを実施したという表記にとどまり、検証結果について不明である。併せて、今後のアンケートの取扱いについての御質問をいただいております。2点目としまして、実施における効果の「○市民負担の軽減及び利便性の向上」は定性的表現となっていて、アンケートを取っているのであれば結果を集計・観測することで効果の検証を行うべきだという御指摘です。アンケート結果を踏まえて改善していくことが重要であるという御質問でございます。3点目としまして、実施状況について「○システムの導入・拡大」とあるが、書かない窓口を導入する数を把握し、カウントすることで、達成率を評価すべきではないかという御指摘です。可能であればこれも実施における効果として、追加するのがよいのではないかという御提案をいただいているところでございます。では、お答えをさせていただきます。本市においては、市民課及び幼児保育課において、令和5年度から書かない窓口システムの運用を開始し、市外からの転入時における書類の作成や、各種証明書の交付申請書の自動作成、また、保育所入所申込みのLINEでの作成を可能としたところでございます。書かない窓口システムについては、令和6年度、延べ136人に対し、利用者の意見を聴取するための満足度アンケートを実施いたしました。回答状況といたしますと、非常に満足が92人、やや満足30人との結果であり、市民の皆様からはおおむね高い評価をいただいているものと認識しております。委員御指摘のとおり、効果の測定においては、定性的な評価だけではなく定量的な評価も重視していく必要がございます。現在、アンケートの設計では、5段階の満足度の評価と自由意見の記載が可能となっております。今年度、さらに次年度以降につきましても、アンケートを引き続き継続して行いながら、その結果を定量的にも分析することにより、手続環境の改善に向け取組を進めてまいります。また、書かない窓口システムの総数に対する実施数をもとに達成率を算定し、定量的効果として測定することにつきましても、非常に有効な評価手段だと考えております。今後のシステムの導入拡大に当たっては、窓口部署とシステムや対象事務等について協議しながら、効果検証を行い、システムの導入によって市民の利便性向上につながるか検討を行うことが求められます。市民負担の軽減及び利便性の向上を図るためには、書かない窓口システムの導入だけでなく、併せて、対象事務の運用等の見直しを含めた総合的な調整も必要であると認識しております。こうした各窓口における現状分析も進めながら、今後、効果的な定量的指標の追加も含め、進捗を分かりやすく、かつ、客観的に把握できるように検討してまいります。以上でございます。

○___**委員長** はい。一つ一つの質問ごとに審議しましょうか。あるいはまとめて。

○**事務局** 柱ごとにまとめてでお願いします。

○___**委員長** では引き続き、デジタルイノベーション課より回答をお願いします。

○**デジタルイノベーション課** はい。___委員から、オンライン申請対象手続の拡充について御質問を3点いただいております。1点目はオンライン申請手続についていけない市民、特に高齢者への配慮についてでございます。オンライン化についていけない市民がいるなかで、市はどのような

対策を講じていくのか、改善が必要ではないかという御質問でございます。2点目につきましては、国が定めるデジタル社会の実現に向けた重点計画に示された手続のなかで、水戸市が実施していない手続の詳細についての御質問です。今後の実施時期についても併せてお尋ねをいただいております。3点目につきましては、オンライン手続になじまない市民に対する周知の在り方についてのお尋ねです。知らないことがさらに不安になり、オンラインを避ける傾向になるのではないかと御指摘でございます。そのなかで広報みや市民グループへのオンライン申請のやり方についての説明の掲載、として御提案をいただいております。また市民ガイドブックの配布方法についての御質問がございました。では、お答えさせていただきます。現在、スマートフォン等のデジタル機器の普及により、各種手続のオンライン化が急速に進んでおります。本市においても、さまざまな届出・申請についてオンライン化を実現しており、市民の利便性の向上及び行政の効率化を図っているところでございます。一方で、委員御指摘のとおり、さまざまな理由によりオンライン化への対応が難しい市民も、一定数いらっしゃることも認識しているところであります。本市におきましては、令和6年2月に、「水戸市デジタルまちづくりビジョン」を策定し、誰一人取り残されないための「デジタル格差対策」を柱の一つとして定めているところであります。特に、急速なデジタル化が進む現状においては、デジタル活用に対するサポートを充実させる施策を推進するとともに、デジタル一辺倒にはならず、デジタルに不慣れな方も最適な手段を選択できる環境を実現してまいります。次に、国が令和7年6月に閣議決定した、デジタル社会の実現に向けた重点計画に定められた手続の対応状況についてお答えします。オンライン化未実施の手続の詳細でございますが、手続名称としますと、「粗大ごみ収集の申込」「障害物除去の実施申請」「建築確認」「港湾関係手続」「道路使用許可の申請」「駐車許可の申請」であります。手続の具体的内容であります。手続ごとに簡単に申し上げますと、「粗大ごみ収集の申込」は、市民が粗大ごみ収集、大型ごみ収集を市に依頼するための手続であり、「障害物除去の実施申請」は、災害により発生した土木障害物の除去を申請する手続であります。また、「建築確認」は、建物の設計等が建築基準法などに適合しているか確認を受けるための手続であり、「港湾関係手続」は、港湾に係る係留施設の使用許可申請、入出港届を受け付けるための手続であり、「道路使用許可の申請」は、道路の本来の用途に即さない道路の特別の使用行為について所管警察署長の許可を申請する手続であり、そして、「駐車許可の申請」につきましては、車両の駐車が禁止されている道路の部分等において、駐車しようとする者が所管警察署長に許可を得るための手続であります。今後の実施見込みでございますが、「建築確認」、「港湾関係手続」、「道路使用許可の申請」、「駐車許可の申請」については、本市においてオンライン化を実施する予定はございません。それぞれの理由でございますが、「建築確認」については、本市での受付件数が非常に少ないこと、また、「港湾関係手続」は対象の港湾が本市に所在していないこと、そして、「道路使用許可の申請」、「駐車許可の申請」はそれぞれ警察署長が所管となっていることからです。そのほかの二つの手続である「粗大ごみ収集の申込」と「障害物除去の実施申請」につきましては、今年度中にオンライン化が完了する予定であり、現在、担当課との調整を行っております。次に、市民ガイドブックに関する御質問にお答えします。電子申請は、いつでもどこでも申請ができるなど便利な機能でございますが、利用したことのない方は

難しいと考える可能性がございます。このため、委員御指摘の「電子申請が可能な手続」を「広報みと」などの紙面で紹介することは、大変有効な手法であると考えております。特に代表的な手続について「広報みと」などにおいて紹介することで、市民が電子申請を使ってみようという気持ちの醸成を図るなど、効果的な啓発手法について、今後、検討してまいります。なお、「市民ガイドブック」は、市の財政的負担を軽減するため、民間企業と協働で発行しており、作成費は全て民間企業の営業活動による広告収入によって賄われております。主に水戸市に転入された方、特に子育て世代や若年層を対象に市役所等の窓口で配布しているほか、各出張所や各市民センターにも配置し、必要とする方に無償で入手できる環境を整えているところでございますので、御理解くださるようお願いいたします。

○**委員長** はい。引き続きお願いします。

○**デジタルイノベーション課** はい。____副委員長より、オンライン申請対象手続の拡充について御質問をいただいております。1点目は、水戸市が使用するオンラインシステムは「いばらき電子申請・届出サービス」以外のシステムはあるのか、というものです。2点目は、電子申請システムと市役所の内部システムとの連携についての御質問です。3点目は、申請率向上に向けた取組についてでございます。4点目は、マイナンバーカードを利用する認証システムは少し難易度が高いのではないかという御指摘でございます。そして、これまで業者からの申請等について不都合や要望はあったのかという御質問をいただいておりますので、お答えをさせていただきます。本市において導入しておりますオンライン申請システムにつきましては、茨城県と県内市町村において共同運用を行っております「いばらき電子申請・届出サービス」がございます。おおむね、本市の電子申請システムは、当該システムにより運用を行っております。また、近年は、国において整備されたマイナポータルから連携が可能な「ぴったりサービス」も一部の手続において活用しております。さらに、今年度からは、ローコードツールにより作成されたオンライン申請システムも運用を開始したところがございます。次に、申請システムと内部の業務システムとの連携についてお答えします。各申請システムにつきましては、申請内容をCSVにより出力する機能が付加されております。必要に応じて、CSVデータを申請システムから抽出し、内部の業務システムとの連携を行っております。なお、申請システムと内部システムとの自動連携につきましては、本市では、自治体情報システム強靱化モデルで示される三層分離によるシステム運用を行っており、現在のところ、自動連携を実現するには、ネットワーク環境の大幅な見直しが必要となります。続きまして、申請率の向上に向けた取組としましては、水戸市のホームページ上で各申請ページの案内を行うほか、「広報みと」や各種手続の案内等に二次元コードの表示を行っております。そのほか、市民の皆様に広く御利用いただく各種イベントのお申込みについては、イベント集約サイトに掲載されている情報から、申込フォームに容易に遷移できる環境を整備してまいります。なお、現在のところ、民間業者からオンライン申請に係る要望等はお寄せいただいておりますが、今後とも、利用者にとって分かりやすく丁寧な案内に努めるとともに、市民の利便性だけでなく、企業活動につきましても、より利便性を実感できるよう手続拡充を図ってまいります。以上でございます。

続けて、____副委員長から、オープンデータの利用促進、データを利活用した企業、大学等との

民官連携の推進について御質問をいただいております。3点ございまして、1点目は「茨城オープンデータポータルサイト」に水戸市のデータが掲載されていないのはなぜかというものです。2点目は、データ形式について、機械判読が容易になる形式に交換することが必要ではないかという御指摘でございます。3点目は、データの利活用推進に向けた取組の在り方と、今後のデータの公開に関する考え方についての御質問をいただいております。回答としましては、本市におきましては、オープンデータ公開のプラットフォームとして、水戸市ホームページ内に特設のサイト「水戸市オープンデータライブラリ」を設置しております。御指摘の「茨城オープンデータポータルサイト」につきましては、民間企業が運営する外部サイトであり、当該企業のホームページ構築サービスを利用している自治体を対象にしたものであるとお聞きしております。つきましては、現時点において「茨城オープンデータポータルサイト」に本市のオープンデータを掲載する予定はございません。一方で、本市のオープンデータを広く活用していただくためには、さまざまな提供機会を創出していくことも重要でございますので、引き続き調査・研究を進めてまいります。次に、オープンデータで公開されるデータ形式につきましては、御指摘のとおり、機械判読に優れた CSV 形式が推奨されております。しかしながら、こうした制約が自治体のオープンデータの取組の障壁となっていたと見る向きもあり、データ変換に対する行政の負荷をできるだけ抑え、迅速なデータ公開を推進することへの重要性を指摘する専門家もおります。本市では、こうした状況も踏まえ、データを保有する担当課の負荷とデータの利用しやすさを考慮しながら、公開するデータ形式について検討してまいります。今後につきましては、より利用しやすいサイトの構築に向け、水戸市オープンデータライブラリのリニューアルを予定しております。リニューアルに当たっては、多くのデータの中から利用したいデータを探しやすいよう、カテゴリ(分類)の見直しを図るとともに、データの内容についても更新・追加を行う予定です。また、継続的にデータを更新できるよう、庁内の運用体制の整理も含めた検討を進めているところです。データの公開に向けましては、国が定めた「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」によりますと、①個人情報を含むもの、②国や公共の安全、秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの、③法人や個人の権利利益を害するおそれがあるもの等、公開することが適当ではないものを除き、可能な限り多くの公共データをオープンデータとして公開することが望ましいとされているところでございます。行政が持つデータは、多種多様であり、また、膨大な件数がございます。さまざまな活用事例などを調査するとともに、事業者、学術機関等の意見もお聞きしながら、より利用頻度が高いと認められるデータを優先的にオープンデータとして公開できるよう、今後も取組を進めてまいります。以上でございます。

○行政経営課 行政経営課でございます。____副委員長からの職員定数の適正管理に係る御質問について回答させていただきます。御質問の内容は、平時の職員数の考え方、急な行政需要の増加への対応、人員不足、若者の公務員離れへの対策に係る御質問でございます。回答としましては、職員定数の適正管理につきましては、効率的な執行体制の確保と人件費の抑制に向けて、各種施策に加え、社会情勢等を踏まえた管理を行っております。これらについては、単純に人件費抑制を目標とした人員の削減を行うものではなく、事業の進捗や社会情勢、業務量等を考慮した柔軟な定数管理に努めております。定数条例については地方自治法に基づき職員の定数を定

めているものであり、本市においては、行政需要の動向等を勘案し、その適正な管理に努めることとして毎年度見直しを行っております。従来の定数算定手法は、条例の定数と職員数を一致させるものとしていたことから、年度内の急激な行政需要の増大などにより職員採用の必要が生じた場合に、より柔軟な対応を可能とするため条例改正を行ったものであり、従来手法により算定する定数に対し、一定程度の行政需要の増加への対応を可能とする数字を加えた定数を条例において定めたものでございます。急激な行政需要の増大が発生するような非常事態においては、正職員（任期付職員を含む。）や会計年度任用職員の採用、業務委託や人材派遣等の民間活力の活用など、状況に応じて適切な対応策を講じてまいります。職員定数の適正管理につきましては、事業の進捗や社会情勢、業務量等を考慮した柔軟な定数管理に努めており、慢性的な人員不足に陥っている部署がないよう努めております。また、「若者の公務員離れ」への対策につきましても、定数の削減に当たっては、事業の進捗や業務量の減少などに応じて行うものであり、1人当たりの仕事量が増えることがないよう職員定数の適正管理に努めていることに加え、実施項目(27)ワーク・ライフ・バランスの推進(資料②37 ページ～)に記載の各取組を並行して実施することで、時間外勤務の縮減や年次休暇の取得促進において目標を達成できている状況にございます。以上でございます。

○**___委員長** ありがとうございます。以上で1の柱「質の高い市民サービスの提供に向けた効果的・効率的な行政運営の推進」に関する質問に対する回答がなされましたが、質問された委員の方から御意見等伺いたいと思います。まずは___委員お願いします。

○**___委員** はい。アンケートを行っているので、結果を数値化するとか見えるようにする。アンケートの中身についても、満足度を高めていくことを見据えてやっていくとか、何か想定していることはありますか。それと、アンケートの問いかけの仕方も重要になってくると思います。事務手続で来ている人は、アンケートに時間をかけたくないと思いますから、その辺りは工夫が必要かと思います。

○**デジタルイノベーション課** はい。御指摘ありがとうございます。先ほど申し上げましたとおり、アンケートにつきましては5段階評価と自由意見を書きいただいておりますが、その効果をどう分析していくか、例えば年齢層による満足状況とか、そういったところまで踏み込んでアンケートを作るといったことについては今後検討したいと思います。

○**___委員** 行政側が求めるものと、書く人の手間はなるべくかからないようにバランスをとっていただければと思います。

○**___委員長** よろしいですか。アンケートは、手続等しているときに聞くのですか。さっきの話にあったように、手間がかかるのではないかと疑問に思うのですが。

○**デジタルイノベーション課** おっしゃるとおり、やはり手続に来られるのはお急ぎの方が多くなかで、手続が終わった後に御協力いただいております。紙を渡して回答いただくというのが確実な形でもありますけれども、例えばアンケートのやりやすい環境、QRコードを読み取って後から回答していただくというやり方もあるかと思います。

○**___委員長** よろしいですか。では___委員から御意見等お願いします。

○**___委員** はい。私も高齢者ですから、スマホは使っているんですが見づらいんですね。パソ

コンで見えても結構時間がかかるし、そうなる紙で見たいという考えがあります。高齢者にも分かりやすいマニュアルを配布して、少しずつ慣れていってもらおうといった配慮があるとありがたいと思って質問しました。2点目の質問ですが、国が進めている計画のうち、未実施の6手続についての御説明いただきありがとうございました。よく分かりました。3点目の質問ですが、水戸市市民ガイドブック(2025年版)を見るとオンライン申請のやり方について特に記載がありませんでしたので、載せてほしいと思います。それとガイドブックについて、2017年までは各家庭に配布されていたと記憶しておりますが、今はやっていない。支所に行けば設置されているということですが、そういったことは市民に広報されていますか。

○**デジタルイノベーション課** みの魅力発信課が担当しておりますが、市民ガイドブックを支所に用意していることは広報しております。電子申請システムのやり方について、紙で見てもらうことも検討していきたいと思えます。

○**委員長** 続きまして、**副委員長**からお願いします。

○**副委員長** はい。まず1点目は、三層分離という話が出ていますけれども、総務省のモデルではインターネットに接続する系統と、LGWANで自治体間ネットワークでつながっているもの、それから住基ネットにつながっているものを全て完全分離する、アルファプラスですね。そこからインターネットに接続するデータプラン等いろいろあると思うんですけど、現在水戸市はどのような状況になっているかということをお説明いただきたいです。それから現在その分離がかなり厳格であるというようなお話があると思うんですけど、それは例えばテレワークの対応等において、セキュリティの関係で外部システムに接続できないので、テレワークができませんというようなことも起こりかねないと、茨城県のほうでもいろいろやっているとありますが、水戸市においてはテレワーク等も見据えながら、ネットへの接続をどういうふうに図っていくのかということ、システム更新なども含めて今後の見通しもお伺いできればと思います。併せて、オープンデータの活用に関しては、CSV形式での公開ということは外向けの話でもあるんですけど、内部向けも重要であると思えます。先ほどローコードツールの活用、つまり複雑なプログラミング知識がなくても使えるアプリケーションなんかを作るという話がありますが、それを使って庁内において新しい施策の展開のときに、それを使って政策立案をしていくということも十分考えられると思うんですけど、そのときに、エクセルのデータとかがかろうじてあるくらいだと、庁舎内での政策立案も結構ハードルが高くなってくるんじゃないかと思えます。庁内での活用ということも見据えて、どういうふうなデータの整理を図っていくのかをお伺いできればと思います。それから行政経営課へお伺いしたいのは、1点目は人材育成について問題ないかということ、つまり正職員の数を減らしつつ、柔軟に増員を図っていくという場合には、やはり人材育成が問題になってくると思うんですけど、そのあたりについて懸念はないのか。急に新しい人が来たけれどスキルがないとか、あるいはスキルの蓄積を図ろうとしてもやめてしまうとか、どういう見通しを持ってらっしゃるかということをお伺いしたいと思います。

○**委員長** それではデジタルイノベーション課より回答をお願いします。

○**デジタルイノベーション課** はい。お答えいたします。水戸市のネットワークの状況でございますが、**副委員長**から詳しく御説明いただきましたが、アルファモデルを導入しております。テレワ

ークにつきましては、コロナの時期から試験運用をしております。テレワークの接続につきましては、J-LIS のほうで、そういった環境の提供等もございました。J-LIS の環境を使いますと、市役所内部のシステムの接続は可能であります。ただ、マイナンバーに関わる接続はできませんので、テレワークを実施するに当たっては、マイナンバーに触れるような基幹業務、市民の個人情報に関わる業務はまだまだ地方自治体ではできないのかなという現状でございます。一般的な業務につきましては、接続ができる環境というのは、このような現状でございます。県ではベータモデルだというお話しでしたが、やはりデータだとかそういったものの取扱いがクラウド環境になっていく時代が近々やってくるということもありますので、アルファモデルだけではなくアルファダッシュというもありますし、ベータモデルになってくるとセキュリティ環境を非常に強化しなきゃいけないということで、かなりの費用がかかってくるということもありますので、内部で検討を進める必要があるのではないかと意識でございます。続きまして、オープンデータの在り方としては、デジタルデータでないと出せないという環境ですとなかなか、そういったところはフラットにしながら、可能であれば私もデジタルイノベーション課でCSV変換をしながら公開していくということで、民間の方が利用しやすいような環境を構築することを、新しいオープンデータの見直しの中でやっていこうと考えているところでもあります。――副委員長の御指摘のとおり、デジタル化されてるデータを発表することによって、ローコードツールの活用もスムーズになるということもございます。まだ手書きのものもありますので、そういったところをどのようにデジタル化していくかというのが、課題の一つであります。例えば、AI-OCRを使って手書きのものをデジタル化していくとか、そういった環境の構築に向けて引き続き検討を推進というところで取り組んでいる状況でございます。

○**委員長** よろしいですか。次に職員定数の適正管理についてお願いします。

○**行政経営課** はい。行政経営課からお答えさせていただきます。まず職員の人材育成でございますが、現在、第4次人材育成確保基本方針というものを水戸市の中で定めているところでございます。そのなかで、施策の柱といたしましては、人材を育てる職員研修の充実、人材を育てる人事管理の推進、人材を育てる職場環境の整備、多様な人材の確保等を施策の柱として、令和7年度から基本方針を定めまして、人材育成を図っているところでございます。一方で、人員削減に伴う経験不足ですとか、そういった懸念でございますけれども、現在は職員のこれまでの行政経験等を勘案いたしまして、人事異動等によって適材適所という対応を図って、そういったことに陥らないような取組を進めているという状況になっております。

○**副委員長** そうすると正職員でない人がどんどん増えていく場合には、少ない正職員は経験を積んできているから経験のない人たちをまとめていくしかないという状態になるのではないかとと思いますが、その辺りはどうですか。

○**行政経営課** そちらにつきましても、正職員や会計年度任用職員の業務量や業務内容を各課からヒアリングして、それに見合った人員・人材を配置しているところでございます。会計年度任用職員に対しましても、研修等を実施しているところでございます。

○**委員長** 1の柱は以上ですが、そのほかの委員の方から質問等ありましたらお願いします。まず私から、広報みとですが月2回から月1回の発行になったようですが、特に問題はないですか。

○**事務局** 昨年の10月から月1回、ページ数を24ページに増やしました。今現在、特に市民の方から直接的な反応というのはございません。ただ、広報みとはデジタルプラス、配信するようになりまして、市民の皆様が見ていただくクリック数が、7月配信分までですが月平均2,500程度のクリック数を上げたということでございます。今後は3,000程度を目標に取り組んで参りたいと考えております

○**委員長** 分かりました。それと定数に関して、給食調理員の退職に併せて委託するということでしたが、保育所も結構な数があると思います。うまくいきそうですか。

○**事務局** 保育所調理員の業務ですが、令和5年8月に技能労務職の今後の在り方に関する方針を定めまして、全ての施設を一斉に民間委託するのではなく、1名ずつ配置している給食調理員の退職に併せて段階的に行っていくということです。

○**委員長** そうすると、各施設によって違うのではないのでしょうか。それは大丈夫ですか。

○**事務局** はい。民間委託を活用して、安心安全な給食の確保に努めているところでございます。

○**委員長** いろいろと大変でしょうが、頑張ってください。1の柱についてはこれでよろしいでしょうか。

<意見なし>

○**委員長** では、2の柱「将来を見据えた健全な財政運営の推進」に関する質問について、順次回答をお願いします。

○**財政課** それでは財政課よりお答えします。委員より、財政状況の分析と公表について御質問をいただいております。質問内容としましては、実施における効果に「〇…市民の理解の向上」が記載されており、納税の義務を果たすうえで欠かせない動機である。そのためにR6年度の実施状況も市の財政状況に関し市ホームページで公表とされている。しかし、公表と市民の理解の向上との因果関係が不明瞭である。公表は必須であり実施されているが、どれだけの市民が閲覧しているのか、さらにどれだけの市民が理解しているのかが市民の理解の向上の評価には重要である。したがって、閲覧数の測定や理解力を評価する閲覧者へのアンケート調査などの仕掛けを既存技術の流用もしくは応用で構築してはいかかがか。こうすることで一つの評価指標が示せて、効果が客観的に確認できると思われる、というものでした。これに対する回答ですが、毎年度の決算を基に作成し、公表している「水戸市財政の現状」については、ホームページの閲覧数が直近の1年間で409件となっております。御指摘のとおり、閲覧数の測定や理解度を調査する仕組みを導入することは、事業の効果を客観的に評価する上で重要であることから、既存のシステムの応用により、どのような手法が可能であるのか検討してまいります。以上でございます。

○**委員長** はい。続けて回答をお願いします。

○**収税課** はい。委員からの、項目13 収納率向上に向けた取組の推進に係る質問について回答いたします。まず最初にアについて、質問内容は収納率の目標未達成の要因と、期間内の年度計画の達成見込についてでございます。回答としましては、令和6年度市税の収納率の実績につきましては、目標収納率98.2パーセントに対し、0.3パーセント減の97.9パーセントであり、その内訳として現年度分は目標収納率を達成したものの、過年度分の目標収納率である45.4パーセ

ントに対し、9.3 パーセント減の 36.1 パーセントという状況でございます。このことから、過年度分の収納率が目標を下回った主な理由としては、これまでどおり、個々の状況に即した滞納整理を進める中で、差押1件当たりの平均取立額が見込みより減少したことなどによるものと考えております。また、実情を踏まえた期間内の年度計画の達成見込みにつきましては、市税は自主財源の根幹をなすものであり、市民負担の公平性の観点からも、納付しやすい環境づくりや効果的な滞納整理など、あらゆる徴収努力を尽くし、令和8年度目標収納率 98.4 パーセントの達成に努めてまいります。次に、収納率の設定方針につきましては、計画の期間を3か年とし、毎年度、収税課が事務局を担い、全庁的な組織である収納対策本部会議において、前年度の実績等を検証し、その結果を踏まえ、必要に応じて目標収納率の見直しを継続的に実施することとしております。こうしたPDCAサイクルの実践によって、収納対策についての適切な進行管理を行っているところでございます。続きまして、ウの令和6年度目標収納率の定義につきましては、現年度分については、分母を令和6年度に課税した市税の総額とし、そのうち納付のあったものを分子とした割合をいい、過年度分については、分母を令和5年度以前に課税した市税のうち未納となっている総額とし、そのうち令和6年度中に納付のあったものを分子とした割合でございます。また、全体の収納率につきましては、現年度分と過年度分を合わせた市税の総額のうち、令和6年度中に納付のあったものの割合をいうものでございます。以上でございます。

○**幼児保育課** 続けて回答いたします。____委員より、項目 13 収納率向上に向けた取組の推進について御質問をいただいております。収納率達成の見込についての御質問でございます。令和6年度目標未達成の債権の内、保育所利用者負担金について回答いたします。保育所利用者負担金の現年度分の収納率は、平成 28 年度から 99 パーセントを超えており、令和6年度は 99.5 パーセントと高い水準となっております。また、令和元年 10 月からの3歳以上児の保育料無償化により、保育所利用者負担の全体の調定額が減少しております。そのため、調定額に占める特定の世帯の過年度滞納分の割合が高くなっている現状がございます。対象の世帯には催告等を行い、債権の回収を試みておりますが、収納率を大きく上昇させるほどの徴収は困難であることから、収納対策本部会議にて、令和7年度の目標値を 99.0 パーセントから 98.8 パーセントへ、令和8年度を 99.1 パーセントから 98.9 パーセントへ下方修正することといたしました。令和6年度は、目標値を 0.1 パーセント下回る結果ではございましたが、今後も、徴収施策を着実に実施し、目標値を達成したいと考えております。以上でございます。

○**国保年金課** 続けて回答いたします。____委員からの項目 13 収納率向上に向けた取組の推進に係る質問のうちの、後期高齢者医療保険料についてお答えいたします。内容としましては、令和6年度が目標収納率未達成となった理由及び今年度の計画の達成見込についてでございます。回答としましては、令和6年度におきましては、過去の収納率の動きを参考に、前年度比プラス 0.1 ポイントの収納率向上を見込んでおりました。しかし、新規加入者の増加や増額改定による特別徴収中止者の増加が影響し、普通徴収の割合が増えたことが要因となって目標未達成につながったものと考えております。なお、令和6年度の実績を基に、年度計画を下記のとおり見直しておまして、目標収納率達成に向けて現在努力をしているところでございます。以上でございます。

○**事務局** 事務局からですが、先ほど説明の順序が一部前後した部分がありました。13 ページへ戻って、収税課から御回答をお願いします。

○**収税課** はい。____委員から、項目 13 収納率向上に向けた取組の推進に係る質問のうち、国民健康保険税の収納率の目標未達成の要因と、期間内の年度計画の達成見込について回答いたします。令和6年度国民健康保険税の収納率の実績につきましては、目標収納率 81.1 パーセントに対し、現年度分・過年度分ともに目標を下回り、全体として 1.2 パーセント減の 79.9 パーセントという状況でございます。収納率が目標を下回った主な理由としては、滞納者の5割強の総所得額が 100 万円以下であることや差押可能な財産が減少していることなどによるものと考えております。また、実情を踏まえた期間内の年度計画の達成見込につきましては、国民健康保険税は、国民健康保険制度を維持する上で必要な財源であり、市民負担の公平性の観点からも、市税と同様に納付しやすい環境づくりや効果的な滞納整理など、あらゆる徴収努力を尽くすとともに、きめ細かな納付相談を実施しながら、令和8年度目標収納率 82.6 パーセントの達成に努めてまいります。以上でございます。

○**経理課** 続けて回答いたします。15 ページを御覧ください。____委員から、項目 13 収納率向上に向けた取組の推進に係る質問について回答いたします。内容としましては、令和6年度の実績が未達成となった理由について、不可避であった特別の要因か、それとも従来どおりの徴収施策が確実に実施できなかったことによるのか。また、期間内の年度計画の達成見込はどうなのか、というものです。回答としましては、水道料金につきましては、滞納者に対する電話や訪問による支払催告、給水停止の執行、口座振替の推進事業を引き続き実施しましたが、収納率は前年度とほぼ同水準で推移したため、目標達成には至りませんでした。令和7年度の目標収納率については、令和6年度決算を踏まえた見直しを行い、96.04 パーセントとしました。7月末現在の収納率は昨年度同時期と比較してプラスで推移していることから、滞納初期における早期の電話催告や訪問催告などにより、目標収納率の達成に努めてまいります。以上でございます。

○**下水道総務課** 続けて回答いたします。____委員から、収納率向上に向けた取組の推進に関して、公共下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料について回答いたします。具体的な徴収施策として、滞納者に対する電話や訪問による支払催告、支払い漏れを防止するための口座振替の促進事業を継続して実施し、また、新たな取組として、弁護士法人を活用した未収金回収業務を実施しましたが、目標の達成には至りませんでした。令和7年度の目標収納率につきましては、令和6年度決算を踏まえた見直しを行い、公共下水道使用料は 88.8 パーセント、農業集落排水処理施設使用料は 88.3 パーセントとしました。令和7年度は、弁護士法人への業務委託期間を昨年度よりも延長する予定であり、収納率の目標達成に努めて参ります。以上でございます。

○**生活福祉課** 続けて回答いたします。資料 17 ページを御覧ください。____副委員長から、項目 19 生活保護費の適正化に係る扶養能力調査についての御質問をいただいております。質問内容につきましては、6点でございます。1 点目の扶養能力調査はどのような体制で行っているのか、について回答いたします。扶養能力調査につきましては、生活保護法で「扶養は保護に優先する」と規定されていることから行うものであり、「金銭面の援助」のほかに被保護者に対する定期的な訪問、

架電、書簡のやり取り等「精神的な支援」の可能性について確認するものです。調査方法は、まず扶養親族の存否確認を本人からの申出や戸籍調査等により行い、次に、存否が確認された扶養親族について、扶養の可能性が見込める場合、訪問又は郵送により扶養能力調査を行っております。調査に当たっての職員体制につきましては、基本的に新規開始ケースは、ケースワーカーが担当し、継続ケースは、専任の扶養義務調査員2名により実施しております。2点目は、確認や調査に時間を要した背景を具体的に教えていただきたいという御質問です。回答としましては、コロナ禍を踏まえ、令和2年以降の扶養能力調査については、訪問による調査から郵送調査を中心に実施しており、回答を得るまでに時間を要しております。さらに、基礎資料となる戸籍調査は、出生から現在までの戸籍を確認する際、個々の事情により複数の市区町村から取り寄せる必要があるため、事務手続に時間を要する状況となっております。また、継続ケースについても、新規開始時からの現住所等の変更状況を改めて確認する必要があり、同様の理由により調査に時間を要しております。3点目は、調査体制に不足はないのか、負担になっていないかという御質問です。回答としましては、令和4年度以降、生活保護の新規申請件数は増加傾向にあり、それに伴い扶養能力調査の件数も増えており、少なからず事務負担が生じているものと考えております。そのため、国の規定に基づいた扶養義務履行の判断基準の緩和など、調査方法の簡素化や調査マニュアルの整備を進めることにより、職員の負担軽減に努めております。4点目は、600件は過大な目標ではないか、という御質問です。回答としましては、コロナ禍前の3年間の扶養能力調査の実施件数の平均が600件であったこと、また、直近3年間の生活保護の新規申請件数が約600件であることを踏まえ、目標値として設定しております。5点目は、そもそも状況に応じて件数は増減すると思われるので、毎年600件という目標を設定する必要はあるのか。目標値を達成することで、生活保護行政において何が実現できるのか見通しがあるのか、という御質問です。回答としましては、社会保障費の適正化に向けましては、生活保護費の適正化は不可欠であり、扶養義務調査を推進するため目標を設定しているところでございます。また、扶養能力調査を実施し、金銭面の援助または精神的な支援をしてくれる扶養義務者を1人でも多く得ることにより、被保護者本人の社会参加や自立を促すことにつながるものと考えております。今後につきましては、今計画期間における実績及び現況を踏まえて、目標値を設定してまいりたいと考えております。6点目は、調査件数ではなく、扶養能力調査の効率化を目標とするべきではないか、という御質問です。回答としましては、今回掲げた目標値につきましては、社会保障費の一層の適正化に向けた施策の指標としてを設定したものでございます。また、御意見のとおり、生活保護に係る事務は多岐にわたっており、事務負担も少なくない状況でございます。引き続き、調査の簡素化をはじめ、積極的な業務改善に取り組み、職員の負担軽減に努めてまいります。説明は以上でございます。

○___委員長 ありがとうございます。2の柱について、質問に対する回答がなされましたが、これに関連して御意見、御質問等がありましたら、お願いします。まず___委員、いかがですか。

○___委員 まず「水戸市財政の現状」について、ホームページの閲覧数が409件とのことで、水戸市の人口に対して400件といったら、ほとんど見ていないに等しいですから、皆さんの関心が低いのかなと思いました。公表はしているけど、それが市民に伝わっていないというのは非常に問題か

などと思います。次の質問の収納率の分析ですが、納められない人たちは同じような環境にいるのだと思います。税金というのは非常に大切なものということは頭の中にあると思うんです。権利を主張するのであれば、義務が必ずついてくる。市民として生きている限り、義務を果たすというのは納税が一番端的な話だと思います。そういった意味でやっぱり理解度が必要だと思うんですよね。多くの方はそんなの理解しなくても、会社勤めしていれば黙っていてもとられるので。もうちょっと見せる工夫が必要と思いました。

○**財政課** ただいまの____委員からの御意見に対する回答でございますが、閲覧数につきましてはおっしゃるとおりでございます、400件というのは極めて少ないと認識しております。どうしたら関心を持っていただけるか、やり方を考えたいと思います。2点目の御指摘、理解度を調査することで閲覧数と関係関係があると思いますので、そういった仕組みがホームページでできないか、あとは市の公式LINEも使ったりといった手法を取り入れることを、担当課であるみとの魅力発信課やデジタルイノベーション課と連携して、取組を強化していきたいと考えております。

○____**委員長** 財政が非常に難しいと思いますので、例えば広報みやホームページで分かりやすく提供してはいると思いますが、その辺りはどうですか。

○**財政課** はい。市報では決算について毎年10月1日号でお知らせしております。

○____**委員長** 反応はありますか。

○**財政課** 声で御意見をいただくのは数件ほどです。

○____**委員** まずは見てもらうことが大事だから、質問にも書きましたがクイズ形式にして景品を用意する等はどうか。

○**財政課** 御質問いただいた後に確認しましたら、ホームページ上でアンケート調査をやるのが仕様で難しいようです。ホームページで少し課題がありますので、どういうやり方ができるのかを検討していきます。

○____**委員長** この委員会でも、かなり前から財政の公表については多くの意見が出ています。もう少し分かりやすくアクセスできるといいんじゃないかと、検討いただければと思います。

○**財政課** 分かりました。

○____**委員長** よろしいですか。次に収納率について、____委員お願いします。

○____**委員** はい。収納率とは100パーセントが理想ですが、現実には個人の財政状況とかもあって難しい。皆さんもいろいろ対策をされているのでしょけれど、目標達成に至っていない。その時々事情もあるのですが、例えば100納めるのは無理だけど1だけでも納められないか、といったアプローチはできますか。

○**収税課** はい。法律に基づいた正式な分納もありますが、今のところ事実上の分納というものがありまして、生活保護を受けている人の納付相談に応じて分納のお約束をするということも、全国の市町村でやっていることでございます。そういったことについてはこれから少し整理をして、職員全員が統一した形で分納の相談を受けることができるよう、要項の作成等を含め、検討しているところです。

○____**副委員長** そうすると、職員によって対応ができたりできなかったりということがあるのですか。

○**収税課** それについては、1月に方針を作ったところでございます。今はより精度を高めようということで、検討を進めております。

○**委員** 苦勞されていると思いますが、今後もよろしくお願ひします。

○**委員長** 収入科目によって、滞納処分できるものとできないものがありますが、これは前からやっていたのですか。

○**幼児保育課** はい。それでは幼児保育課より、保育の利用者負担金についてお答えします。こちらの滞納処分の方法でございますが、差押えにつきましては令和6年度は0件でございます。なぜかといいますと、利用者負担金を滞納する世帯は市税も滞納しておりまして、市税のほうが額も大きいのでそちらが優先ということでやっております。

○**委員長** 市税のほうでは差押えをしているのですか。

○**幼児保育課** はい。どうしても保育料を納めるのが難しいということで、執行停止にすることはこちらでも行っております。

○**委員長** 分かりました。この話は3年くらい前からやっていましたが、滞納処分の取組は技術的などところがありますから、引き続き頑張ってください。次に、生活保護費の適性化について**副委員長**からお願いします。

○**副委員長** はい。本委員会が行政経営改革に関する委員会でございますので、法律的観点からお伺ひしたいと思います。まずは調査に時間がかかるということで、戸籍調査であるとか親族の割り出しに時間がかかるので、実際手続は煩雑だと思いますが、この辺りについて簡素化することは可能でしょうか。例えばマイナンバーカードを利用した簡便な調査が今後可能かどうか、戸籍の電子化は進んでいるわけですから、その辺りで何かできないかということ。それに関連して郵送調査を中心に実施しているということでしたが、これは一時的なもので訪問調査に戻していくのでしょうか。訪問調査はより確実でしょうけど手間はかかる、職員への負担が増えるということで、今後どういうお考えを持っているのかを伺ひたいです。それから、国の規定に基づいた扶養義務履行の判断基準の緩和であるとか、調査方法の簡素化と書いてありますが、これは具体的にどれぐらいできるとお考えなのか。国の基準っていうのもありますし、自治体によってはやや多めに調査をしているという実態もあるかと思ひます。どういう状況か分かりませんが、どの程度のことができるのかについて、お考えをお聞かせいただければと思います。

○**生活福祉課** はい。ただいまの**副委員長**からの御質問にお答えします。まず調査の簡素化でございます。戸籍につきましては、昨年度から戸籍証明書の広域交付が始まりまして、これまで本籍地に直接照会をかけて調査をしなくてはならなかったものが、まとめて一つの自治体でできるようになりました。これはかなり調査の簡素化となるものと思っております。郵送調査につきましては、訪問調査と並行してやるものございまして、訪問調査に移行するから郵送調査が減るといったことはないです。両方並行して行っていくということであります。訪問調査に関しましては、全て訪問するというわけではなくて対象が限られています。重点的扶養義務者というところで、特に扶養が期待できる方とかですね。そういう方が市内に居住してる場合には、積極的に郵送ではなく訪問を行っているところであります。もう一つは国の基準について、以前は扶養調査を軒並み実施していた

のですが、現在国のほうでも、基準を明確に把握したいということがございまして、逆に結局扶養義務の履行が期待できない方も、要は調査をしなくていいというような基準を明確化したっていうのが数年前にございました。例えば、扶養義務者自身が被保護者だったとか、施設に入所していた、長期入院患者、おおむね70歳以上の高齢者、DV関係、10年程度音信不通の状態であったとか、国のほうで判断基準の目安を明確化したものがございまして、そういったものにつきましては、もう調査をしなくていい、対象から外すということになっています。以上でございます。

○___副委員長 そういう点から言いますと、600件という目標を設定されることは、私としては違和感を持ちます。十分な金額の見直し等も含めて、職員の方の負担が大きいということとはよく聞きますので。離職率の低下も大事ということですので、それも含めて柔軟な対応をしていただければと思います。

○___委員長 郵送調査と訪問調査を並行してやっているということでしたが、今後はどうなりますか。

○生活福祉課 先ほど申し上げましたように、訪問調査の対象というのはもう決められていますので、特に今から何が変わるっていうことはないです。

○___委員長 分かりました。ほかに御質問がなければ、2の柱についての審議を終わりにします。

○___副委員長 よろしいですか。担当課の方がいらっしゃるか分かりませんが、資料②の25ページの水戸黄門ふるさと寄附金の獲得について、令和6年度の実質的収支額が89,689千円、前年度比で115,689千円増となっていますが、これは赤字が黒字に転換したという理解でよろしいのでしょうか。

○事務局 担当課が出席しておりませんので、事務局のほうで回答させていただきます。副委員長の御発言のとおり、令和6年度の実質的収支額が89,689千円。こちらは前年度までの実質収支が、令和5年度時点で26,000千円の赤字であったことから、差し引きとして増額が実質収支を上回っているものでございます。

○___委員長 赤字だったのが黒字に転換したということ。

○事務局 はい。令和2年度以降、赤字で実質収支が推移してたものが、令和6年度から黒字に転じたものでございます。

○___委員長 返礼品が良くなったとか。

○事務局 そうですね、返礼品の拡充であったり、新たなメニューの追加、ブラッシュアップ等に努めた、あとは周知広報に努めた結果、寄附額が増加したものと理解しております。

○___委員長 分かりました。その他に財政運営に関して御質問はありますか。

○___委員 すみません。今の話についてですが、地方交付税の補填が入っての黒字なのか。

○事務局 こちらは地方交付税の補填を含めた上での黒字です。

○___委員 そうですよ。ありがとうございます。

○___委員長 よろしいですか。それでは2の柱については以上とします。最後の3の柱、人材育成の推進について回答をお願いします。

○**人事課** はい。___委員より、項目 27 ワーク・ライフ・バランスの推進のうち、職員の健康管理とメンタルサポートの実施について御質問をいただいております。質問内容としましては、令和6年度の実施状況につきまして、目標値の記載等をしないので分かりにくいいため、改めて説明をお願いしたいというものです。また委員の御質問のなかにもございますが、具体的ではなく、長期療養者につきましては、その数だけでなく発症及び復帰に時間的な要因もあり、実施状況に参考でも新規発症者数と復帰者数を、また必要に応じ特記を記載いただければ、さまざまな施策の有効性が推察できるのではないかと、という内容でございます。回答としましては、実施状況でお示している R6 年度地方公務員の精神性疾患による長期療養者数及び割合の全国平均値は、令和6年度に公表された令和5年度分の実績となっております。令和6年度の実績は令和7年 12 月頃に公表されることから、令和6年度の本市の実績(49 人(2.4 パーセント))と、直近の令和5年度の地方公務員の実績(2.3 パーセント)を比較したものです。その結果、令和6年度の本市の実績は令和5年度の全国の平均をやや上回り、未達成となったことから、備考欄にその理由を記載したものでございます。また、委員御指摘のとおり、精神性疾患による長期療養者は病状や状況によって復職までの時間に差があるとともに、なかには復職後に再度の療養が必要となるケースもあります。なお、職員の疾病に関する情報であることから公開の仕方については慎重を期すものであると考えており、御指摘の内容までは記載しなかったものでございます。今後の公開の仕方につきましても、委員の御指摘を踏まえ行政経営課と協議しながら決定してまいります。以上でございます。

○___**委員長** ___委員、いかがですか。

○___**委員** はい。人というのは自身にとっても組織にとっても大切な資産です。いろいろと取組をされていると思いますが、その効果というのを外にも見えるようにしてほしい。個人情報とか出すのが難しいかもしれないですが、書き方を工夫してこのように改善されていますよと、そうしてもらえるとより良いかと思えます。例えば1年間で区切って、何人復帰したとか。

○**人事課** 御指摘ありがとうございます。___委員がおっしゃるように、職員が健康に働いていることは一番大切なところでございます。ざっくりと申し上げますと、長期療養休暇者 49 人のうち、令和6年度の途中から新たに休みしている職員がだいたい半数となっております。また、だいたい同じくらいの人数が年度内に復帰しているという状況でございます。大まかな説明ではございますが、以上でございます。

○___**委員長** はい。その他に何かございますか。

○___**副委員長** よろしいですか。採用試験についてお伺いします。一部採用試験の3か月前倒し実施とありますが、全国的に採用試験を早期化しているということで、同じ流れになっているということだと思います。やはり取り合いの状況は変わらないという、本学のほうでも公務員志望者というのはあまり変化がないというか、むしろ民間にいく学生も多いです。公務員の魅力発信とかいろいろ市でやっつけらっしゃると思いますが、採用試験、採用に向けた動きとして考えられる施策はございますか。

○**人事課** ありがとうございます。副委員長がおっしゃるとおり、人の取り合いとなっておりますので、

採用試験をどんどん前倒ししております、我々の3か月というのは、年度頭にもう募集をかけているというところがございます、今月に最終合格発表する予定でございます。言い方は悪くなりますが民間との競争に勝っていくために試験を受けやすい環境で、全国で試験を受けられるとか、民間企業と同じような試験項目で受けられるSPI、公務員専用の勉強をしなくても受けられるとか、専門職によっては面接オンリーにするということを取り組んでいますので、そういった受けやすい環境については今後も検討してまいります。

○___**委員長** 毎年の効果は見られていますか。

○**人事課** そうですね、パソコンで試験を受けられるようになったことで、減少傾向にあった申込者数が、令和6年度、7年度と若干戻ってきたところではあります。もちろん民間と併願の方もいらっしゃいます。

○___**委員長** 分かりました。その他に何かございますか。

○___**委員** よろしいですか。国民健康保険について質問させてください。加入要件として前年度所得が130万円以上で扶養に入っていない方だと思んですけど、一度加入したら収入が増減しよがずっと加入したままというものなのですか。

○**事務局** 130万円未満の方で加入が必要になるというのは、例えば御夫婦がいて、奥さんがパートタイムで働かれて130万円未満のときに旦那さんの扶養に入るというような仕組みになっていますので、いわゆる1人世帯の方で、全くその他の保険がないという場合には、自身の所得に応じた国民健康保険に加入していただいて、そこで税額負担をいただくというような仕組みになります。所得額に応じて税がいくらというのは変わってくる場所ではあるんですけど、単純に加入要件として130万円の所得の壁が、一律に働いてるものではないかと理解しております。

○___**委員** 分かりました。

○___**委員長** よろしいですか。私から、女性職員の管理職の割合について、管理職というのはどこからを言うのですか。

○**人事課** 水戸市では課長補佐からです。

○___**委員長** 県では課長級なんです。それで今年が20.5パーセント。そうすると水戸市は課長補佐級であるのに低いなと思んですけど、どうですか。

○**人事課** 本市の場合は、管理職には管理職手当が出るということになっておりますので、その辺りが例えば課長以上になったときに、見通しが急激にあがるかっていうのは、ちょっと私も数字を持ってないんですけど。

○___**委員長** 他市との比較みたいのがあったほうがいいかなと思います。以前水戸市は女性管理職が非常に少なかったのですが、今はちょっと上がってきた感じなので、ただその割合が課長補佐級なのか、課長級なのかで全然違ってくるので。少しきめ細かにやったほうがいいのかと思います。

○**人事課** ありがとうございます。

○___**副委員長** よく自治体間で言われるのが、昇進していくその先がどうしても福祉関係とかそういうところになるので、女性管理職がなかなかいられないと、そういう話はよく聞きます。水戸市がどういう状況なのかは分かりませんが、女性が登用しやすい仕組みづくりってということに関しては、

人事異動の考え方、意識改革も含めてどんなことをこれから考えるか。

○**人事課** はい。男女のことをあまり申し上げるのは不適切かもしれませんが、例えば技術的な土木や建設の分野でいうと、女性も入ってきてはいるのですが数が少ない。消防局も、やはり業務内容とすると、男性のほうが多いということもありますので。そういった違いというのはあるのですが、能力を見た上で男女関係なく。

○**副委員長** 女性が管理職になると、業務量も増えて家庭との両立で苦勞していらっしゃる方も多いです。その辺りを、業務削減と効率化を一体となって進めていく、全庁的な取組が必要となってくると思います。

○**委員長** ほかに御質問等ありますか。

○**委員** よろしいですか。健全な財政運営の推進について、例えば資料に、公債費負担の一層の適正化という表現がありましたが、その右手には実質公債比率は 25 パーセント以上とか、将来比率も 350 パーセント以上と書いてありますが、これは最悪の話でありまして、例えば適正化っていうのであれば、県内のこうしたデータの平均値はどうなってるか、中核市の平均はどうなってるか、そういうデータがありながら、これを見ていくことによって、水戸市はこういう状況なんだなっていうことは理解できるんだろうと思います。多分、茨城県平均から見たら水戸市は最低だと、中核市のなかでも、水戸市が厳しいという状況だろうと思います。そういうのを自分で探してできる人はいいんですけども、そういった所を理解できるのは、そういうのが見つからない人も、そういうのが書いてあればいいと思うんで、資料を作る際にそういう工夫が必要だと思います。

○**委員長** ぜひ比較できるようなデータの出し方を工夫いただければと思います。よろしいですか。他には何かありますか。

○**委員** よろしいですか。女性が管理職になかなかつけないっていうことで、それは先ほど副委員長がおっしゃったように、女性の場合家庭と仕事の両立っていうのは難しいということです。そこはもう男性に家庭における業務を分担してもらうことを進めていかなくちやならないと思います。その辺をやっていかないと、解決できないと思うんですね。ワーク・ライフ・バランスの話もありますが、男性も育児休業も取るようになる、そういったときに、どれだけ家庭のことを分担できるようになるのかが問題だと思います。以上です。

○**委員長** 男性職員の育休取得にも関わる話ですね。茨城県職員で言えば、男性職員の育休取得率はほぼ 100 パーセントで、取得率が全国でも上のほうです。水戸市は 60 パーセントくらいです。水戸市では、数か月取得する男性職員もいますか。

○**人事課** なかにはそういう職員もいます。育児休業自体は無給の休業となりますので。

○**委員長** 補填するものはないのですか。

○**人事課** 育児休業手当金というものがあまして、給与とは別に市町村職員共済組合から出るものです。給与としては、水戸市から払うのはゼロです。

○**委員長** そういったところがネックになっている感じですかね。

○**人事課** それは各家庭の事情によると思われます。

○**副委員長** 育休は今は分割して取ることもできるように変わっています。水戸市の状況はど

うですか。

○**人事課** そういう取り方をする人もいます。まとめて取る人もいれば、生まれてすぐに一度取ってまた後で取るという人もいます。

○**副委員長** 育休の取得率向上は上司への働きかけが重要ということはよく言われていますので、その辺りはどうですか。管理職員の研修とか。

○**人事課** ワーク・ライフ・バランス研修のなかでお示しておまして、周知に注力してまいります。

○**委員長** 私の研究室で、男性の育休取得について県とかいろいろな自治体に行ってヒアリングをしているのですが、家庭がうまくいくようになったという話を聞きます。水戸市でもぜひ率先して使えるように、職場がうまくフォローできるように。県では休んでいる人の仕事をやった人には手当金が出るそうです。そういったことも検討いただければと思います。それでは、全体を含めて委員の方から御質問はありますか。

<意見なし>

○**委員長** それでは、事前に提出をいただいた質問とそれに関連する質疑については以上で終了としたいと思います。皆様からは多くの御意見をいただきましてありがとうございました。それでは、進行を事務局へ戻します。

○**事務局** 本日は、長時間にわたる審議をいただきまして、ありがとうございました。今後のスケジュールでございますが、来年度の同時期に水戸市行政経営改革プラン前期実施計画令和7年度実施状況の報告をさせていただく予定となっております。皆様の任期が令和8年6月30日となっておりますので、本日の行政改革推進委員会が任期中最後の審議となる予定でございます。委員の皆様には、行政経営改革プラン前期実施計画の策定に関し、多くの貴重な御意見をいただきました。誠にありがとうございました。現委員体制での行政改革推進委員会は今回にて終了となりますが、今後とも本市の市政運営に御協力いただきますようお願い申し上げます。また、任期満了に伴う委員推薦等につきましては、各団体を通じて御連絡をさせていただく予定となっておりますので、あらかじめ御了承ください。それでは、以上をもちまして、令和7年度第1回行政改革推進委員会を終わりといたします。ありがとうございました。